

島田市立小学校及び中学校通学区調査審議会委員長 様

島田市教育委員会  
教育長 山中史章



## 諮 問 書

下記の事項につきまして、島田市小学校及び中学校通学区調査審議会条例第2条の規定に基づき、諮問します。

### 記

#### 諮問内容

- 1 北部4小学校と島田第一小学校との統合による指定学校の変更について
- 2 特認校制度利用者による指定中学校について
- 3 特別支援学級の増設に関する通学区の変更について  
(島田第二小学校に知的学級及び自閉情緒学級の新設)

#### 諮問趣旨

- 1 令和5年度までにそれぞれ指定されていた伊太小学校、相賀小学校、神座小学校、伊久美小学校及び島田第一小学校の指定小学校を令和6年度から島田第一小学校としたい。
- 2 令和6年度から特認校として大津小学校が開校するため、制度を利用している児童が、大津小学校区の指定小学校である島田第二中学校へ進学できるよう島田市教育委員会就学事務取扱要綱第9条第1項第11号を改正したい。
- 3 近年、特別支援学級に在籍する、または支援を必要とする児童の増加に伴い、島田第二小学校に知的学級及び自閉情緒学級を新設したい。また、今まで在籍していた学校に引き続き在籍を希望する場合は、島田市教育委員会就学事務取扱要綱第9条第1項第12号を適用し、指定学校の変更を許可することとしたい。

以上の点について、貴審議会の意見を求めます。